

上越地域職域健康づくり連絡協議会会則

(目的)

第1条 本会は、上越地域の事業所に働く従業員の心とからだの健康づくりを促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、上越地域職域健康づくり連絡協議会と称する。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 心とからだの健康づくりに関する意見情報の交換
2. 医療知識向上の研修会及び優良事業所等の見学
3. 厚生労働省の推奨しているTHP（心とからだの健康づくり運動）事業の推進
4. 産業保健と地域保健の連携推進
5. その他

(会員)

第4条 この会の会員は、第1条の目的に賛同するものをもって構成する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会長1名・副会長1名・理事4名以内・監事2名以内

(役員の仕事)

- 第6条
1. 会長は、この会を代表し会務を総理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事は、会議及び各事業の審議推進にあたる。
 4. 監事は、この会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

(事務局)

第8条 事務局は、上越医師会・上越地域総合健康管理センターに置き、会議録・会計の管理その他の事務を担当する。

(会議)

第9条 この会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 この会の総会は、次のとおりとする。

1. 総会は、年1回定期に開催する他、必要に応じ開催するものとする。
2. 総会は、会長が招集し、議長には会長があたる。
3. 総会では、次の事項を審議する。
 - ① 役員の変更
 - ② 収支予算と事業計画
 - ③ 収支決算と事業報告
 - ④ 会則の変更
 - ⑤ その他

(役員会)

第11条 この会の役員会は、必要に応じ会長が召集し、議長には会長があたる。

(会費)

第12条 この会の運営に必要な経費は、会員相互の負担とする。
年額 2,000円

(会計)

第13条 この会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日をもって終わる。

(助言・指導)

第14条 この事業推進にあたり関係機関より助言・指導を得る。

附 則 この会則は、平成11年5月12日から施行する。

平成17年12月15日一部改正

平成29年11月15日一部改正（理事と監事の役員数に「以内」を付ける）

令和2年11月26日一部改正（役員数変更）